

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月10日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育をいう。第3号において」を「教育をいう。以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」の次に「および第4項第1号」を加える。

第49条を第50条とし、第48条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第49条 家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されているものについては、書面に代えて、当該書面にかかる電磁的記録(電

子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。